

幼保連携型認定こども園教育・保育要領案について (概要)

1. 趣 旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「認定こども園法一部改正法」という。）を踏まえ、全ての子どもに質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を行うため、同法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第10条第1項に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を幼保連携型認定こども園教育・保育要領として策定するものである。

2. 内 容

本要領案は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性の確保並びに小学校における教育との円滑な接続に配慮して定めることとされており、以下の内容で構成。

第1章 総 則

- ・幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標
- ・教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成
- ・幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項

- ・ねらい及び内容（健康、人間関係、環境、言葉、表現）
- ・保育の実施上の配慮事項

第3章 指導計画作成に当たって配慮すべき事項

- ・指導計画作成に当たって配慮すべき事項

3. 今後のスケジュール（予定）

- 平成26年4月9日 パブリックコメント開始（～4月22日まで）
- 4月末（予定） 官報告示
- 改正認定こども園法の施行の日 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 施行